

(改正後全文)

雇児福発0331第1号
雇児母発0331第2号
障障発0331第2号
平成27年3月31日
一部改正
雇児福発0401第2号
雇児母発0401第3号
障障発0401第1号
平成28年4月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長・衛生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
（公印省略）
雇用均等・児童家庭局母子保健課長
（公印省略）
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて

標記については、「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の支払の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う育成医療費等公費負担医療の取扱いについて」(昭和49年9月27日児発第618号)により通知しているところであるが、その具体的な事務処理を下記のとおり定め、平成28年4月1日から適用することとしたので、その円滑な実施を図るようお願いする。

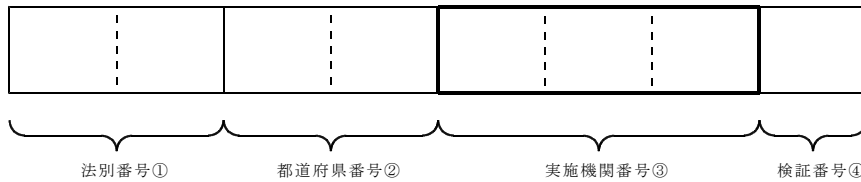
なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

- 第1 療育の給付に係る医療の給付に関する事務処理について
 - 1 療育券の様式については、別添1を参考とされたい。
 - 2 公費負担者番号及び受給者番号の設定方法について

(1) 公費負担者番号の設定方法

公費負担者番号は、別添2のとおり、全国統一的に設定することとし、その構成及び設定方法は、次のとおりであること。



ア 法別番号①（2桁）

- 療育の給付の法別番号は「17」であること。

イ 都道府県番号②（2桁）

「保険者番号等の設定について」（昭和51年8月7日保発第45号・庁保発第34号）の別表2に定める番号とすること（総務省採用の都道府県番号と同様）。

ウ 実施機関番号③（3桁）

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の実施機関番号は、別添2のとおりとすること。

エ 検証番号④（1桁）

次の方式により算定していること。

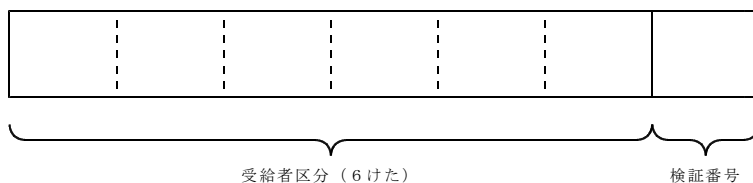
- 実施機関番号の末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。
- i) で算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。
- 10とii) で算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、ii) で算出した数字の1の位の数があるときは検証番号を0とする。

例)

法別番号	都道府県番号	実施機関番号
17	01	601
×	×	×
21	21	212
$2 + 7 + 0 + 1 + (1 + 2) + 0 + 2 = 15$		
$10 - 5 = \boxed{5}$ ・・・検証番号		

(2) 受給者番号の設定方法

受給者番号は、各公費負担医療区分及び当該公費負担医療に係る実施機関区分ごとに設定するものとし、番号の構成及び設定方法は、次のとおりであること。



ア 番号の設定に当たっては、各実施機関及び公費負担医療区分ごとに

「000001」から順次設定すること。

イ 番号の設定に当たっては、次の点に留意すること。

(ア) アルファベット等数字以外のものは使用しないこと。

(イ) 使用しない桁については「0」を附すること。

ウ 検証番号は、(1)のエと同様の方法により算出すること。

3 審査支払機関に対する審査支払事務の委託契約等について

(1) 国民健康保険団体連合会に対する審査支払事務の委託契約等については、国民健康保険団体連合会に対する審査支払事務の委託契約等については、「養育医療費等公費負担医療の給付にかかる診療報酬等の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」（平成25年2月28日雇児発0228第2号）によること。

(2) 社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払事務の委託契約等については、社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払事務の委託契約等については、「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和28年3月31日社乙発第49号）によること。

第2 児童福祉法の規定に基づく措置等に係る医療の給付に関する事務処理について

1 受診券の様式について

児童福祉法の規定に基づく措置等に係る医療の給付に係る受診券の様式については、別添3のとおりとすること。

なお、従来各実施機関において、いわゆる受診券を交付することとしている場合にあっては、当分の間当該受診券の様式に所要の修正を加えたものをもって、今回示された受診券とみなして差し支えないこと。

2 受診券の記載方法について

(1) 「公費負担者(支弁義務者)番号」及び「受給者(児童(者))番号」欄は、次の3に定めるところにより設定された番号を記載すること。

(2) 「交付番号」欄は、当該公費負担者(支弁義務者)に係る受診券の交付につき、交付の日付順に一連番号を記載すること。

したがって、各施設等種別ごとの「児童(者)番号」の全施設等の合計数は、当該公費負担者(支弁義務者)にかかる最終交付時における「交付番号」と合致するものであること。

3 公費負担者(支弁義務者)番号及び受給者(児童(者))番号の設定方法について

(1) 公費負担者(支弁義務者)番号の設定方法

ア 番号の構成は、第1の2(1)と同様であること。

イ 法別番号は、「53」であること。

ウ 都道府県番号及び実施機関番号については、第1の2に準じること

エ 検証番号は、第1の2(1)エと同様の方法により算出すること。

(2) 受給者(児童(者))番号の設定方法

ア 施設等番号は、次の表に定める施設等区分及び番号帯区分により、若い番号から順次設定することとし、使用しない桁には「0」を付すること。

施設等区分	番号帯	施設等区分	番号帯
児童養護施設	001～100	医療型障害児入所施設	171～190
児童自立支援施設	101～110	※指定発達支援医療機関（肢体不自由児）	191～200
福祉型障害児入所施設	111～170	〃（重症心身障害児）	201～210
情緒障害児短期治療施設	221～230	※2 ファミリーホーム	211～220
乳児院	231～280	ファミリーホーム・里親	501～899
医療型児童発達支援センター	281～300	福祉施設（※3のぞみの園）	900
助産施設	301～500	一時保護所	901～999

※1 指定発達支援医療機関とは、児童福祉法第6条の2第3項に規定する独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。
 ※2 ファミリーホームとは、児童福祉法第6条の3第8項に規定する「小規模住居型児童養育事業」をいう。
 ※3 のぞみの園とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」をいう。

イ 施設等番号は、都道府県単位で設定することとし、実施機関ごとには、設定しないものであること。

なお、施設等番号を設定した場合は、当該実施県内における関係各実施機関に対し、施設等番号を通知するものとする。

おって、他の都道府県に措置を委託している場合には、他の都道府県で設定した施設等番号にかかわらず、当該実施都道府県で一施設として番号を設定すること。

ウ 児童(者)番号は、実施機関ごとに設定するものであること。なお、児童(者)番号の設定の方法は、第1の2(2)に定めるところに準じて行うこと。

おって、児童(者)番号の設定に当たり、施設入所者等全員について児童(者)番号の設定を行うか、医療機関で受診したものについてのみ行うかについては、各実施機関の実情に応じて行うこと。

エ 検証番号は、第1の2(1)エと同様の方法により算出すること。

4 審査支払機関に対する審査支払事務の委託契約等について

- (1) 国民健康保険団体連合会に対する審査支払事務の委託契約等については、国民健康保険団体連合会に対する審査支払事務の委託契約等については、「養育医療費等公費負担医療の給付にかかる診療報酬等の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」（平成25年2月28日雇児発0228第2号）によること。
- (2) 社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払事務の委託契約等については、社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払事務の委託契約等については、「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和28年3月31日社乙発第49号）によること。

別添 1

療育券								
公費負担者番号								
受給者番号								
受診者	ふりがな 氏名						性別	
	生年月日		平成 年 月 日					
申請者	氏名							
	住所							
指定療育機関	名称							
	所在地							
	電話番号							
診療予定期間	平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで							
有効期間	平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで							
(都道府県知事 指定都市市長 中核市市長) 名及び印								
交付年月日	平成 年 月 日							

別添2 「公費負担者番号」一覧 H28.4.1

1 療育の給付

	実施機関名 都道府県 指定都市 中核市	公費負担者番号				備考				
		法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号					
1	1 北海道	1	7	0	1	5				
2	札幌市	1	7	0	1	6	0	2	3	
3	旭川市	1	7	0	1	6	0	3	1	H12.4.1～
4	函館市	1	7	0	1	6	0	4	9	H17.10.1～
5	2 青森県	1	7	0	2	6	0	1	4	
6	青森市	1	7	0	2	6	0	2	2	H18.10.1～
7	3 岩手県	1	7	0	3	6	0	1	3	
8	盛岡市	1	7	0	3	6	0	2	1	H20.4.1～
9	4 宮城県	1	7	0	4	6	0	1	2	
10	仙台市	1	7	0	4	6	0	2	0	
11	5 秋田県	1	7	0	5	6	0	1	1	
12	秋田市	1	7	0	5	6	0	2	9	H9.4.1～
13	6 山形県	1	7	0	6	6	0	1	0	
14	7 福島県	1	7	0	7	6	0	1	9	
15	郡山市	1	7	0	7	6	0	2	7	H9.4.1～
16	いわき市	1	7	0	7	6	0	3	5	H11.4.1～
17	8 茨城県	1	7	0	8	6	0	1	8	
18	9 栃木県	1	7	0	9	6	0	1	7	
19	宇都宮市	1	7	0	9	6	0	2	5	H8.4.1～
20	10 群馬県	1	7	1	0	6	0	1	4	
21	前橋市	1	7	1	0	6	0	2	2	H21.4.1～
22	高崎市	1	7	1	0	6	0	3	0	H23.4.1～
23	11 埼玉県	1	7	1	1	6	0	1	3	
24	さいたま市	1	7	1	1	6	0	2	1	H15.4.1～
25	川越市	1	7	1	1	6	0	3	9	H15.4.1～
26	越谷市	1	7	1	1	6	0	4	7	H27.4.1～
27	12 千葉県	1	7	1	2	6	0	1	2	
28	千葉市	1	7	1	2	6	0	2	0	
29	船橋市	1	7	1	2	6	0	3	8	H15.4.1～
30	柏市	1	7	1	2	6	0	4	6	H20.4.1～
31	13 東京都	1	7	1	3	6	0	1	1	
32	八王子市	1	7	1	3	1	2	4	4	H27.4.1～
33	14 神奈川県	1	7	1	4	6	0	1	0	
34	横浜市	1	7	1	4	6	0	2	8	
35	川崎市	1	7	1	4	6	0	3	6	
36	横須賀市	1	7	1	4	6	0	4	4	H13.4.1～
37	相模原市	1	7	1	4	6	0	5	1	H15.4.1～
38	15 新潟県	1	7	1	5	6	0	1	9	
39	新潟市	1	7	1	5	6	0	2	7	H8.4.1～
40	16 富山県	1	7	1	6	6	0	1	8	
41	富山市	1	7	1	6	6	0	2	6	H8.4.1～
42	17 石川県	1	7	1	7	6	0	1	7	
43	金沢市	1	7	1	7	6	0	2	5	H8.4.1～
44	18 福井県	1	7	1	8	6	0	1	6	
45	19 山梨県	1	7	1	9	6	0	1	5	
46	20 長野県	1	7	2	0	6	0	1	2	
47	長野市	1	7	2	0	6	0	2	0	H11.4.1～
48	21 岐阜県	1	7	2	1	6	0	1	1	
49	岐阜市	1	7	2	1	6	0	2	9	H8.4.1～
50	22 静岡県	1	7	2	2	6	0	1	0	
51	静岡市	1	7	2	2	6	0	2	8	H8.4.1～
52	浜松市	1	7	2	2	6	0	3	6	H8.4.1～
53	23 愛知県	1	7	2	3	6	0	1	9	
54	名古屋市	1	7	2	3	6	0	2	7	
55	豊田市	1	7	2	3	6	0	3	5	H10.4.1～
56	豊橋市	1	7	2	3	6	0	4	3	H11.4.1～
57	岡崎市	1	7	2	3	6	0	5	0	H15.4.1～
58	24 三重県	1	7	2	4	6	0	1	8	
59	25 滋賀県	1	7	2	5	6	0	1	7	
60	大津市	1	7	2	5	6	0	2	5	H21.4.1～
61	26 京都府	1	7	2	6	6	0	1	6	
62	京都市	1	7	2	6	6	0	2	4	
63	27 大阪府	1	7	2	7	6	0	1	5	
64	大阪市	1	7	2	7	6	0	2	3	
65	堺市	1	7	2	7	6	0	3	1	H8.4.1～
66	高槻市	1	7	2	7	6	0	4	9	H15.4.1～
67	東大阪市	1	7	2	7	6	0	5	6	H17.4.1～
68	豊中市	1	7	2	7	6	0	6	4	H24.4.1～
69	枚方市	1	7	2	7	6	0	7	2	H26.4.1～

	実施機関名 都道府県 指定都市 中核市	公費負担者番号							備考	
		法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号					
70	28 兵庫県	1	7	2	8	6	0	1	4	
71	神戸市	1	7	2	8	6	0	2	2	
72	姫路市	1	7	2	8	6	0	3	0	H8.4.1~
73	西宮市	1	7	2	8	6	0	4	8	H20.4.1~
74	尼崎市	1	7	2	8	6	0	5	5	H21.4.1~
75	29 奈良県	1	7	2	9	6	0	1	3	
76	奈良市	1	7	2	9	6	0	2	1	H14.4.1~
77	30 和歌山県	1	7	3	0	6	0	1	0	
78	和歌山市	1	7	3	0	6	0	2	8	H9.4.1~
79	31 鳥取県	1	7	3	1	6	0	1	9	
80	32 島根県	1	7	3	2	6	0	1	8	
81	33 岡山県	1	7	3	3	6	0	1	7	
82	岡山市	1	7	3	3	6	0	2	5	H8.4.1~
83	倉敷市	1	7	3	3	6	0	3	3	H14.4.1~
84	34 広島県	1	7	3	4	6	0	1	6	
85	広島市	1	7	3	4	6	0	2	4	
85	福山市	1	7	3	4	6	0	3	2	H10.4.1~
86	呉市	1	7	3	4	6	0	4	0	H28.4.1~
87	35 山口県	1	7	3	5	6	0	1	5	
88	下関市	1	7	3	5	6	0	2	3	H17.10.1~
89	36 徳島県	1	7	3	6	6	0	1	4	
90	37 香川県	1	7	3	7	6	0	1	3	
91	高松市	1	7	3	7	6	0	2	1	H11.4.1~
92	38 愛媛県	1	7	3	8	6	0	1	2	
93	松山市	1	7	3	8	6	0	2	0	H12.4.1~
94	39 高知県	1	7	3	9	6	0	1	1	
95	高知市	1	7	3	9	6	0	2	9	H10.4.1~
96	40 福岡県	1	7	4	0	6	0	1	8	
97	北九州市	1	7	4	0	6	0	2	6	
98	福岡市	1	7	4	0	6	0	3	4	
99	久留米市	1	7	4	0	6	0	4	2	H20.4.1~
100	41 佐賀県	1	7	4	1	6	0	1	7	
101	42 長崎県	1	7	4	2	6	0	1	6	
102	長崎市	1	7	4	2	6	0	2	4	H9.4.1~
103	佐世保市	1	7	4	2	6	0	3	2	H28.4.1~
104	43 熊本県	1	7	4	3	6	0	1	5	
105	熊本市	1	7	4	3	6	0	2	3	H8.4.1~
106	44 大分県	1	7	4	4	6	0	1	4	
107	大分市	1	7	4	4	6	0	2	2	H9.4.1~
108	45 宮崎県	1	7	4	5	6	0	1	3	
109	宮崎市	1	7	4	5	6	0	2	1	H10.4.1~
110	46 鹿児島県	1	7	4	6	6	0	1	2	
111	鹿児島市	1	7	4	6	6	0	2	0	H8.4.1~
112	47 沖縄県	1	7	4	7	6	0	1	1	
113	那覇市	1	7	4	7	6	0	2	9	H25.4.1~

2 児童福祉法の規定に基づく措置等に係る医療の給付

	実施機関名	公費負担者番号				備考				
		都道府県 指定都市 中核市	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号		検証 番号			
1	1 北海道	5	3	0	1	6	0	1	0	
2	札幌市	5	3	0	1	6	0	2	8	
3	旭川市	5	3	0	1	6	0	5	1	H12. 4. 1～
4	函館市	5	3	0	1	6	0	3	6	H17. 10. 1～
5	2 青森県	5	3	0	2	6	0	1	9	
6	青森市	5	3	0	2	6	0	2	7	H18. 10. 1～
7	3 岩手県	5	3	0	3	6	0	1	8	
8	盛岡市	5	3	0	3	6	0	2	6	H20. 4. 1～
9	4 宮城県	5	3	0	4	6	0	1	7	
10	仙台市	5	3	0	4	6	0	2	5	
11	5 秋田県	5	3	0	5	6	0	1	6	
12	秋田市	5	3	0	5	6	0	2	4	H9. 4. 1～
13	6 山形県	5	3	0	6	6	0	1	5	
14	7 福島県	5	3	0	7	6	0	1	4	
15	郡山市	5	3	0	7	6	0	4	8	H9. 4. 1～
16	いわき市	5	3	0	7	6	0	5	5	H11. 4. 1～
17	8 茨城県	5	3	0	8	6	0	1	3	
18	9 栃木県	5	3	0	9	6	0	1	2	
19	宇都宮市	5	3	0	9	6	0	2	0	H8. 4. 1～
20	1 0 群馬県	5	3	1	0	6	0	1	9	
21	前橋市	5	3	1	0	6	0	2	7	H21. 4. 1～
22	高崎市	5	3	1	0	6	0	3	5	H23. 4. 1～
23	1 1 埼玉県	5	3	1	1	6	0	1	8	
24	さいたま市	5	3	1	1	6	4	5	5	H15. 4. 1～
25	川越市	5	3	1	1	6	0	2	6	H15. 4. 1～
26	越谷市	5	3	1	1	6	2	3	2	H27. 4. 1～
27	1 2 千葉県	5	3	1	2	6	0	1	7	
28	千葉市	5	3	1	2	6	0	2	5	
29	船橋市	5	3	1	2	6	0	5	8	H15. 4. 1～
30	柏市	5	3	1	2	6	1	8	1	H20. 4. 1～
31	1 3 東京都	5	3	1	3	6	0	0	8	
32	八王子市	5	3	1	3	6	2	4	8	H27. 4. 1～
32	1 4 神奈川県	5	3	1	4	6	0	1	5	
33	横浜市	5	3	1	4	6	0	2	3	
34	川崎市	5	3	1	4	6	0	3	1	
35	横須賀市	5	3	1	4	6	0	4	9	H13. 4. 1～
36	相模原市	5	3	1	4	6	1	1	4	H15. 4. 1～
37	1 5 新潟県	5	3	1	5	6	0	1	4	
38	新潟市	5	3	1	5	6	0	2	2	H8. 4. 1～
39	1 6 富山県	5	3	1	6	6	0	1	3	
40	富山市	5	3	1	6	6	0	2	1	H8. 4. 1～
41	1 7 石川県	5	3	1	7	6	0	1	2	
42	金沢市	5	3	1	7	6	0	2	0	H8. 4. 1～
43	1 8 福井県	5	3	1	8	6	0	1	1	
44	1 9 山梨県	5	3	1	9	6	0	1	0	
45	2 0 長野県	5	3	2	0	6	0	1	7	
46	長野市	5	3	2	0	6	0	2	5	H11. 4. 1～
47	2 1 岐阜県	5	3	2	1	6	0	1	6	
48	岐阜市	5	3	2	1	6	0	2	4	H8. 4. 1～
49	2 2 静岡県	5	3	2	2	6	0	1	5	
50	静岡市	5	3	2	2	6	0	2	3	H8. 4. 1～
51	浜松市	5	3	2	2	6	0	3	1	H8. 4. 1～
52	2 3 愛知県	5	3	2	3	6	0	1	4	
53	名古屋市	5	3	2	3	6	0	2	2	
54	豊田市	5	3	2	3	6	1	3	9	H10. 4. 1～

	実施機関名	公費負担者番号							備考	
		都道府県 指定都市 中核市	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号				
55	豊橋市	5	3	2	3	6	0	3	0	H11.4.1~
56	岡崎市	5	3	2	3	6	0	4	8	H15.4.1~
57	2 4 三重県	5	3	2	4	6	0	1	3	
58	2 5 滋賀県	5	3	2	5	6	0	1	2	
59	大津市	5	3	2	5	6	0	2	0	H21.4.1~
60	2 6 京都府	5	3	2	6	6	0	1	1	
61	京都市	5	3	2	6	6	0	2	9	
62	2 7 大阪府	5	3	2	7	6	0	1	0	
63	大阪市	5	3	2	7	6	0	2	8	
64	堺市	5	3	2	7	6	0	3	6	H8.4.1~
65	高槻市	5	3	2	7	6	0	9	3	H15.4.1~
66	東大阪市	5	3	2	7	6	2	9	1	H17.4.1~
67	豊中市	5	3	2	7	6	0	5	1	H24.4.1~
68	枚方市	5	3	2	7	6	1	2	7	H26.4.1~
69	2 8 兵庫県	5	3	2	8	6	0	1	9	
70	神戸市	5	3	2	8	6	0	2	7	
71	姫路市	5	3	2	8	6	0	3	5	H8.4.1~
72	西宮市	5	3	2	8	6	0	6	8	H20.4.1~
73	尼崎市	5	3	2	8	6	0	4	3	H21.4.1~
74	2 9 奈良県	5	3	2	9	6	0	1	8	
75	奈良市	5	3	2	9	6	0	2	6	H14.4.1~
76	3 0 和歌山県	5	3	3	0	6	0	1	5	
77	和歌山市	5	3	3	0	6	0	2	3	H9.4.1~
78	3 1 鳥取県	5	3	3	1	6	0	1	4	
79	3 2 島根県	5	3	3	2	6	0	1	3	
80	3 3 岡山県	5	3	3	3	6	0	1	2	
81	岡山市	5	3	3	3	6	0	2	0	H8.4.1~
82	倉敷市	5	3	3	3	6	0	3	8	H14.4.1~
83	3 4 広島県	5	3	3	4	6	0	1	1	
84	広島市	5	3	3	4	6	0	2	9	
85	福山市	5	3	3	4	6	0	8	6	H10.4.1~
86	呉市	5	3	3	4	6	0	3	7	H28.4.1~
87	3 5 山口県	5	3	3	5	6	0	1	0	
88	下関市	5	3	3	5	6	8	4	6	H17.10.1~
89	3 6 徳島県	5	3	3	6	6	0	1	9	
90	3 7 香川県	5	3	3	7	6	0	1	8	
91	高松市	5	3	3	7	6	0	2	6	H11.4.1~
92	3 8 愛媛県	5	3	3	8	6	0	1	7	
93	松山市	5	3	3	8	6	0	2	5	H12.4.1~
94	3 9 高知県	5	3	3	9	6	0	1	6	
95	高知市	5	3	3	9	6	0	2	4	H10.4.1~
96	4 0 福岡県	5	3	4	0	6	0	1	3	
97	北九州市	5	3	4	0	6	0	2	1	
98	福岡市	5	3	4	0	6	0	3	9	
99	久留米市	5	3	4	0	6	0	5	4	H20.4.1~
100	4 1 佐賀県	5	3	4	1	6	0	1	2	
101	4 2 長崎県	5	3	4	2	6	0	1	1	
101	長崎市	5	3	4	2	6	0	2	9	H9.4.1~
102	佐世保市	5	3	4	2	6	0	3	7	H28.4.1~
103	4 3 熊本県	5	3	4	3	6	0	1	0	
104	熊本市	5	3	4	3	6	0	2	8	H8.4.1~
105	4 4 大分県	5	3	4	4	6	0	1	9	
106	大分市	5	3	4	4	6	0	2	7	H9.4.1~
107	4 5 宮崎県	5	3	4	5	6	0	1	8	
108	宮崎市	5	3	4	5	6	0	2	6	H10.4.1~
109	4 6 鹿児島県	5	3	4	6	6	0	1	7	
110	鹿児島市	5	3	4	6	6	0	2	5	H8.4.1~
111	4 7 沖縄県	5	3	4	7	6	0	1	6	
112	那覇市	5	3	4	7	6	0	2	4	H25.4.1~

別添 3

① 受 診 券 (施設入所者等用)			
公費負担者 (支弁義務者)	番 号		
受 給 者 (児童(者))		施 設 等 番 号	児 童 (者) 番 号
受 診 児 童 (者)	施 設 名		
	氏 名		男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
	保 険 証 の 有 無	有 ・ 無	
	保 険 者 名		
	保 険 証 の 記 号 番 号		
発 行 機 関 名 及 び 印			
交 付 年 月 日			
交 付 番 号			